

キーワード

二条城、公儀普請、尾張徳川家、竹腰家、寛永、天守、行幸

はじめに

寛永三年（一六二六）九月六日、多くの群衆が見物する中、全国から参集した大名および公家による華麗な行列を伴い、後水尾天皇は二条城へ行幸を果たした。徳川の力と徳を見せつけるとともに、公武融和を印象づけることを目的に幕府によって企画・挙行された一大行事として著名である^①。この後水尾天皇による行幸を仰ぐために幕府方で様々な準備がなされたが、その主要な一つが行幸の舞台となる二条城の拡張普請であった。この内、石垣普請は寛永元年に尾張徳川家（以下、尾張家）をはじめとする十九の大名を動員する公儀普請によって行われた^②。

この石垣普請は同年六月には完了したが^③、建物の作事も含めた一連の改造は行幸の年である同三年まで続いた。この大改造により二条城は西側へ城域が拡張され、築城時以来の堀一重の単郭構造から現在見られるような輪郭式で凸型の城郭へと大きくすがたを変えた。増拡張された西部には本丸が設けられ、御殿（本丸御殿）が築かれた。また旧城域の北西部に所在したとされる天守がなくなり、本丸の南西隅に新たな天守が建てられた。後水尾天皇や中宮和子、中和門院らが滞在するための行幸施設は二之丸に建てられ、また従来の御殿（二之丸御殿）も行幸を迎えるために増改築されたと考えられる^④。

さて、この一連の改造の第一段階である石垣普請においては、先述の通り、公儀普請として十九の大名が動員されたが、その筆頭が尾張家であった。当該普請の実態、とりわけ普請過程と参加大名の動向については、史料的制約により多くの点が未詳であるが、この尾張家などの動向を中心に一部分分析がなされている。中でも北原糸子氏の研究は普請に参加した尾張家・井伊家の動向を整理し、普請過程について論及しており、普請組の分析をはじめ、これまでで寛永期の二条城普請について最も詳述した仕事の一つといえる^⑤。氏の研究では、二番丁場の普請に際し尾張家が幕府奉行衆の指示を待たずに根石を置き、奉行衆から取り外しを命じられたことなど興味深い指摘が多く、大名衆が従事する様子の一端が明らかにされている。とはいえ、それでもやはり未詳の事柄が多いと言わざるを得ない。

一方で、尾張家には「寛永中二條御城御普請之節覚書圖面等之寫」（以下、「覚書圖面等之寫」という史料が伝存しており、現在徳川林政史研究所に所蔵されている。書名通り、寛永期の二条城普請に関する覚書・図面等が写された冊子本であるが、管見の限り当該史料を参照した先行研究はなく、これまで注目されてこなかった。しかしながら、後述する通り、普請開始直後に尾張家の丁場であった天守（白）の「御このミ替」があったことなど、普請過程と尾張家の動向に関する様々な新事実を提示してくれる貴重な史料と見受けられる。公儀普請や尾張家の研究に大きく裨益するものと考えられるため、本稿では徳川林政史研究所の許可

を特別に得、当該史料について紹介することとする。

一 史料の概要

「覚書圖面等之寫」(資料番号：旧蓬左一三九―三九)は、縦三一・七糎×横二二・〇糎の大きさの和装本である。全二十三丁の袋綴装で、紺表紙に貼られた題箋には二重枠の内に外題として「寛永中二條御城御普請之節覚書圖面等之寫 完」とあり、また本文初めの内題には「竹腰山城守殿家ニ所持有之候二條御城御普請之節覚書圖面等之寫」とある。最終丁(二十三丁目オモテ)には「二條御城指圖 三枚」と書かれた袋が貼付されており、折りたたまれた絵図三枚(後述の文書番号【九】、【十一】)が納められている。各絵図の大きさは【九】縦八五・八糎×横八一・四糎、【十】縦四二・八糎×横六一・三糎、【十一】縦四二・九糎×横三〇・九糎である。

本文初めの丁(二丁目オモテ)には二点の蔵書印が確認できる。一つは朱文方印「尾藩御記録所圖書記」で、寛政九年(一七九七)に名古屋に設置された「御記録所」の蔵書印とされる。もう一つは朱文楕円印「御日記懸」である。先の「御記録所」は文政九年(一八二六)に「御日記所」に名称を変更し、さらに安政二年(一八五五)に業務縮小により係に格下げされ「御日記懸」となった。すなわち、この「御日記懸」時代の蔵書印となる。一つ目の「尾藩御記録所圖書記」の蔵書印から、「覚書圖面等之寫」は少なくとも文政九年には成立していたことがうかがえる。

当該史料には寛永期の二条城拡張普請に関する八通の文書が写され、これに三枚の絵図の写しが附属する。これらの原本は、内題にある通り、

尾張家の付家老竹腰家に伝来した文書・図面等であったことがわかる。当該史料の成立については明らかにしえないが、おそらくは江戸時代中後期に尾張家で展開した「御記録」・「御日記」等の修史事業の中で、諸家の文書の提出が求められ、特に竹腰家から提出された文書類を写しとつたものの一つが当該史料であるように見受けられる。なお、当該史料に写された文書・図面の原本の所在は現在不明である。

二 動員された大名と普請過程

寛永期二条城普請で動員された大名は表1の通りである。徳川義直(尾張)・徳川頼宣(紀伊)を筆頭に、松平定勝(伊勢桑名)・井伊直孝(近江彦根)など計十九の徳川一門・譜代大名が名を連ねる。これらの大名は徳川義直・徳川頼宣・松平定勝・井伊直孝・松平忠明(大和郡山)・本多忠政(播磨姫路)を組頭として六組に編成され普請にあたった。

この内、尾張家については『源敬様御代御記録』により、主に普請(準備)のための家中の派遣に関する動向がある程度確認でき、時系列で示すと次の通りである。まず、元和九年(一六二三)七月の家光將軍宣下に伴う秀忠・家光の上洛時に普請の内示があったと推測されるが、おそらくはそれを受け八月十七日に尾張家は二条城普請のため手代五人を差し上げた。翌閏八月五日には足輕三百十人を差し上げ、同十六日には御側同心頭・御国奉行兼藤田忠次・原田守次が「御作事御用」につき京へ上った。また同二十七日には「御作事御用物」を追々差し出すように仰せつけられている。さらに、九月十四日には井上俊政・山本吉久そのほか同心十二人が派遣され、十月十一日には浅野但馬守から「二條御天守挾間石」が尾張家へ進上され、その使者に時服・羽織が下賜された。

表 1 寛永期二条城石垣普請参加大名

普請組	大名	官職・受領名	所領	石高	組役高	役高	備考
尾張	徳川義直	中納言	尾張	619,000	503,550	503,500	「本高之内御免有之」（「江城年録」）。
紀州	徳川頼宣	中納言	紀伊	555,000	455,000	455,000	「本高之内御免有之」（「江城年録」）。
隠岐守	松平定勝	隠岐守	伊勢桑名	84,000	278,240	70,000	寛永元年3月14日、死去。久松松平。本来の石高は117,000石。
	松平定行	河内守	伊勢長島	33,000		30,000	父は松平定勝。寛永元年6月5日、遺領を継ぐ。久松松平。
	松平忠良	甲斐守	美濃大垣	50,000		50,000	父は定勝兄康元。寛永元年5月18日、死去。久松松平。弟康久が徳川義直へ、弟良助が徳川家宣へ仕える。
	松平成重	右近将監	丹波龜山	22,200		22,226.6	大給松平。継室は松平忠良の妹。
	岡部長盛	内膳正	丹波福知山	50,000		25,000	継室は松平忠良の姉。
	菅沼定芳	織部正	近江膳所	31,100		30,000	「江城年録」では「織部佐」。室は松平忠良の妹。
	松平忠國	山城守	丹波篠山	50,000		52,000	藤井松平。父信吉の母は久松俊勝女（定勝姉妹）。
掃部頭	井伊直孝	掃部頭	近江彦根	280,000	295,000	250,000	室は松平康重の妹。
	松平家信	紀伊守	摂津高槻	20,000		20,000	形原松平。
	松平康重	周防守	和泉岸和田	50,000		25,000	
下総守	松平忠明	下総守	大和郡山	120,200	320,000	120,000	母は家康嫡女亀姫。
	松平忠隆	飛騨守	美濃加納	100,000		100,000	父忠政の母は亀姫。松平忠明は叔父。『寛政譜』では「菅沼」として載る。
	水野勝成	日向守	備後福山	100,000		100,000	
美濃守	本多忠政	美濃守	播磨姫路	150,000	400,000	150,000	寛永元年4月、病にかかる。
	本多忠刻	中務大輔	播磨姫路	100,000		100,000	忠政長男。「江城年録」では「中務少輔」。
	本多政朝	甲斐守	播磨龍野	50,000		50,000	忠政二男。
	小笠原忠貞	右近大夫	播磨明石	100,000		100,000	本多忠政女が嫁す。

- ・普請組の構成は、【九】文書や「二条御城絵図」（名古屋市蓬左文庫蔵、参考図）の記載内容を照合し、また組役高と各役高の計上、各家の関係性などから推測した。大名欄の太字の大名が普請組頭と考えられる。
- ・石高・組役高・役高の単位はいずれも石。
- ・石高は基本的に註（13）『新訂寛政重修諸家譜』（『寛政譜』）を参照した。ただし、松平定勝・定行のみ註（5）北原著書p63掲載表4を参照した。
- ・組役高は「二条御城絵図」を、役高は「江城年録」（国立公文書館蔵）を参照した。
- ・それ以外については、特に断りのない限り『寛政譜』を参照した。
- ・普請組の構成や役高などで、北原著書p63掲載表4と一部異なるがある。

その後、翌元和十年二月二十五日には普請丁場請取のため名代として竹腰正信が差し上され、四月八日には稲葉方通が交代として上洛した。なお、この寛永元年の普請で尾張家から名代として竹腰正信、惣奉行として瀧川忠征、惣奉行手伝として渡辺重綱が上洛しており、今回紹介する「寛政譜」に収められた各文書写でこれらの人物が度々登場する。

従来の史料で知られてきた尾張家の動向は以上の通りであるが、これに加えて北原氏は実際の普請過程として、次の点を明らかにしている。

四月六日、本丸水たきが出来し、また同時に（二之丸カ）石垣根切も大方出来し、所司代の板倉重宗からも根石を置くよう指示が出た。このとき、尾張家は二番丁場（二之丸の根切を済ませた後）、幕府奉行衆の指示を待たずに根石を置いてしまい、取り外しを命じられたという。その取り外しが完了し、四月十五日から二番丁場の普請が始められた。また、同十八日には二番丁場の根石も据えられた。五月中には普請も大方出来し、五月二十日には江戸から安藤重長・秋元泰朝が上使として入洛した。

このように、北原氏の研究によって普請過程と一部の参加大名の動向については一定程度の解明がなされたが、「寛政譜」に「寛政譜」はさらに新たな事実を提示してくれる。以下、当該史料に写された文書・図面類の内容を見ていくこととする。

三 「覚書圖面等之寫」所収文書の内容

紙幅の関係で詳述しえないが、「覚書圖面等之寫」に写された各文書・図面の中で、主に普請過程と尾張家の動向に関係する内容について簡単に紹介していきたい。各文書・図面には朱書きで番号（後掲史料翻刻の「壹」～「十一」、ここでは便宜上【一】～【十一】と表記する）が附されているので、この番号にしたがって以下紹介していくこととする。なお、文書名については、原則として原題があるものはそれを用い、原題がないものや原題に判読が難しい箇所があるものは内容等から筆者が附し「一」で示した。

【一】（元和十年）二月十四日付日下部宗好宛瀧川忠征書状写

尾張家重臣瀧川忠征から幕臣の日下部宗好へ宛てた書状。忠征は秀吉の下で普請奉行を務めた経歴を持ち、関ヶ原合戦後に家康に従属し、その後義直に附けられ尾張家家臣となった人物である。¹⁴このとき忠征は二条城普請のため尾張家物奉行として上洛しているが、上記経歴の通り、秀吉期以来の「普請巧者」であるため選出されたといふ。¹⁵

さて、当該文書では一・二か条目で、尾張家中で普請に従事する者が「不法度」を働いているなどの悪評が世上で流布していることに対し、迷惑である旨不満を吐露している。具体的には、尾張家が石引に際し家や道などを破損させ、破損箇所を修理せずに放置しているなどの噂が立っていたようで、そうした風評があることを宗好が忠征へ報せた。忠征は宗好からの報せに礼を述べつつ、これらが全くの事実無根で、破損が生じた場合修繕させている旨弁明している。石引によって家や道などに破損が生じた場合、他家の所屬を騙るなどの悪行が横行していたことが看取

される。

忠征の不満はそれに留まらず、三か条目では自身が惣奉行に任じられたことについても不平を鳴らす。すなわち、他家の衆でも往時より（普請の惣奉行に）「家老之長者」を任じているため、義直自身の入洛がないのであれば、付家老の成瀬正成・竹腰正信のいずれかが上洛すべきであろうと主張し断りを申し入れていたが、結局許されなかったという。この時点で数え六十七歳の忠征にとり、普請惣奉行の荷は重かったのだろう。なお、先述した通り、後日竹腰正信は義直名代として上洛したが、その背景には当該文書に見られるような（かねてからの）忠征の主張が想定できるのではないだろうか。

【二】（元和十年）二月十四日付板倉重宗宛瀧川忠征書状写

瀧川忠征から京都所司代板倉重宗へ宛てた書状。本状に先立ち、紀伊徳川家（以下、紀伊家）奉行の水野二郎右衛門・中嶋勘兵衛が重宗のもとへ参上し、普請の様子を相談したところ、「西之御門出之舛形」の普請は徳川頼宣（紀伊家）と義直（尾張家）の両人で仰せつけられるよう命じられた。本状はこの件について了解の旨を伝える内容となっている。経緯については【三】に詳しいので、あわせて参照されたい。

【三】（元和十年）二月十六日付竹腰正信宛瀧川忠征他二名連署状写

瀧川忠征と、同じく尾張家家臣の石黒重玄・山崎正盛¹⁶から竹腰正信へ宛てられた連署状。本丸「西之口御門隠」の「御好替」について、どのように対応するかが主に述べられている。「西之口御門隠」は本丸西部の枅形のことである。一・二か条目に記された経緯をまとめると次のよ

うになる。

まず、本丸「西之口御門隠」の「御好替」が幕府から命じられた。当該箇所は紀伊家の丁場の内であったが、参加の大名衆へ惣割符にて「出石」を以て日用に築かせようと下奉行衆が相談していたところ、この件について板倉重宗が「海道説」¹⁷を耳にしたという。これは「御外聞」に関わる好ましくない噂であったと推測されるが、重宗は紀伊家の丁場の前を惣方より「出石」にて築けば「御外聞も如何」であると判断し、紀伊家奉行の水野次郎右衛門・中嶋勘兵衛を召し寄せ尋ねた。二人は「御好替」となった箇所を請け負っても竣工は遅延するので、「外聞迷惑」の由を伝えたが、他家を加えてもらえれば請け負うと返答した。

そこで重宗は十三日晩に、(普請衆の内から)井伊直孝・松平忠明を加えれば余人の心証もよくないので、半分を請け負ってもらえないかとの内証を尾張家へ伝え、結局尾張家側は承諾することとなった。重宗は、紀伊家丁場の代替請負が務まるのは紀伊家と同格の尾張家に限ると判断したわけである。

その後、十四日の晩、紀伊家奉行衆が重宗のもとへ招集され、尾張・紀伊両家折半で仰せつけられるように重宗から談ぜられ、尾張家が紀伊家奉行衆へ参上し正式に申し承けた。

【五】に記される通り、本丸の根切は二月二十八日に始められたようであるが、その直前でもいまだ丁場に変動があったことが本状ではうかがえる。また、「御好替」の丁場を受け持つ紀伊家の外聞(ひいては丁場を割り振る立場の幕府の外聞もか)が悪くならないように配慮されていることが確認でき、興味深い。

この「御好替」により尾張家は丁場が新たに増えたため、三か条目で

は、近江比良修学寺へ日用手伝いにて石切の人員を送ったことが記されている。このほか、【二】で言及された尾張家中の石引道での不行跡の噂についても四・五か条目で触れられている。なお、四か条目に記された宗好への「返事之案書」が【一】の文書であると推測される。

【四】二條御普請之時之覚書

寛永期二条城普請についての覚書。主に天守の「御このミ替」が命じられ、二角多くなる仕様へ変更されたことについて記されているが、後半には扶持米や根切のことについても触れられ、普請過程や尾張家の対応をうかがい知ることができる。

初めの一〜四か条では、天守の「御このミ替」について以下の経緯が記される。まず、二月二十九日に幕臣の青山幸成・水野元綱¹⁸から幕府普請奉行に対し、継飛脚にて次のことが通達された。すなわち、天守が二角多くなるということ、また俄かのことであるので、普請衆からの「あけ石」(上げ石⇨進上石の意か)にて築くようにとの上意であるということであった。この件について瀧川忠征が板倉重宗へ遣わされ、次のようなことが相談された。

忠征は、普請衆からの「あけ石」にて築くようにとの指示だが、普請衆のもとに天守の角石になりそうな石は一つもないため、普請衆は方々で用意するか、山中へ石切に行くこととなるが、そうなれば三十日五十日と普請が遅延することになり、普請奉行衆が遅延を容認するならば、尾張家側はご奉公でもあるので「一所二仕」たき旨相談したところ、重宗は「尤之由」を述べ同意し、幕府普請奉行も了解した。

その後、三月五日の朝、青山幸成・水野元綱が京着し、天守の「御こ

の「ミ替」により二角多くなることが改めて仰せ渡された。竹腰正信は両氏および普請奉行衆に対し、天守が二三間大きくなっても構わないかと伺い、それで構わなければ、天守を南・西へ二間ずつ拡張してはどうかと申し入れたところ、両氏・普請奉行衆も同意し、その通りに設計変更が決定した。このように正信が提案したのは、天守が当初予定の大きさのまま南・西へ張り出た場合、（おそらくは天守初層の北辺・東辺が当初予定の位置から南・西へ移動することになり）天守が「井のもと内之方之石垣」に当たり、「井のもと」を掘り直さなければならず、普請の進捗に差し障るためだという。この正信の提案が通ったことにより、天守は初層の規模が当初予定からさらに南・西へ二間ずつ拡張されることとなった。

以上で記される天守設計変更の経緯はやや複雑であるが、二段階で捉える必要があるだろう。第一段階は天守を二角多くするという変更（「御このミ替」）である。これは、おそらくは平面図で見たときに天守台の角が二つ増えることを意味し、当初設計では本丸の方形区画の南西隅に完全に収まる形で設計されていた天守台を、【九】（図1）や参考図に見られるように、南・西へ突き出す形（ \parallel 角が二つ増える）に変更することを指すと考えられる。そして第二段階が、天守（台）を南・西へ二間ずつ拡張するという変更である。これは、天守初層の規模（ \perp 天守台の地表面）を当初予定からさらに南・西へ二間ずつ拡張することと解される。つまり、第一段階の変更はあくまで天守台周辺の平面形状のみの変更であり、天守（台）の大きさの変更は想定されていなかった。当初予定の天守の大きさのまま第一段階の変更プランを施工した場合に「井のもと」の位置が支障をきたすことが懸念されたため、第二段階のように

天守初層の規模変更が提案・決定されたと整理でき、南・西へ拡張された分、結果として天守の建築面積（ \perp 天守台の面積）が拡大することとなった。

この天守（台）の設計変更については、様々な点で興味深い。まず、【五】によると本丸根切は二月二十八日のことであったが、これを踏まえると、（少なくとも現場レベルでの）天守（台）の具体的な設計変更は普請が始まってからの決定ということになる。丁場割後の過程で設計変更が生じることについては、たとえば慶長十五年（一六一〇）の名古屋城石垣普請でも天守台周辺の平面プランが丁場割後に変更されたであろうことが指摘されているが（ただし、実際の普請開始前か開始後かは不詳²⁰）、かかる変更は公儀普請では比較的多く生じたのであろう。他事例の検討が待たれる。

また、二条城天守の伝承を検証する上でも重要な手がかりとなりうる。二条城の天守については二つの天守が存在したことが知られている。一つは慶長期の築城時に矩形の城域の西方北寄りに建造されたとされる天守で、これは寛永期の改造に伴い淀城へ移築されたと伝わり、同時代の「洛中洛外図屏風」には外観五層で描かれることが多い²¹。そしていま一つは、この寛永期の普請で本丸南西隅に建てられた新天守である。この天守は五重五階の構造で、伏見城の天守を移建したとの伝承をもち、寛延三年（一七五〇）八月の落雷と火災によって焼失した²²。この二代目天守の伏見城からの移築について、当該文書の内容を以て現段階でその真偽を判断することはできないが、尾張家側からの提案により、天守の設計変更、具体的には天守初層の規模変更が（即座に）決定されていることから、城戸久氏が述べるように、仮に伏見城からの移築だとしても、

全くそのままの移築ではなく、古材の再利用に留まるものであったと評価できるのではないだろうか。

さて、このほか五か条目以降は、根切初等の日程や扶持米の渡し方、各種人員の配置等について記され、尾張家の動向を知ることができる。

なお、当該文書は「二條御普請之時之覚書」（傍点は筆者）とされているため、普請を終えてから一定の時間が経過して作成された覚書とも捉えられるが、本文自体は同時代にしたためられたようにも見受けられる。現在当該覚書の原本を確認できないため安易な判断は控えるべきだが、ひとまずここでは題目（末尾の題目・年紀も含む）のみ後年に附記されたものと理解しておく。

【五】二條御城御普請之覚

普請進捗や御扶持方等についての覚書。主に二之丸根切初までの普請日程が記されており、普請の進捗が整理され示されている点で重要である。また、支給される扶持米について生産年・配給場所が記されるなど、公儀普請の運営・実態を追究する上で有用な情報が散見する。

なお、五か条目で「御天主東江式間北江式間大キ成事」と記されているが、これは【四】で記されたように、天守台を二角増やす「御このミ替」が決定した後、天守（台）を南・西へ二間ずつ拡張するように設計変更したことと結果として同義と捉えられる。

【六】（御天守角石・平石・栗石買目録）

天守の設計変更により急遽購入した角石・平石・栗石の数量・分量と、それらの代銀・必要経費について記した目録。角石・平石は大坂で買い

求め、伏見・淀までの水運を利用したことなどが読み取れる。

作成は尾張家御進物番の内藤正高・安倍良信²⁵で、【四】で両者は天守角石の調達のため大坂へ派遣されたことが記されている。

【七】覚

尾張家丁場の坪数および代銀等について記した覚書。普請開始直後に「御このミ替」となった天守（台）や本丸西の平石垣などの坪数および代銀について記されている。どの工程でどれほどの日用を用いたのかなど、詳細に分析できる恰好の史料といえる。

【八】（二條御城御普請之覚）

前半は天守増坪や本丸平石垣石切・手子前請切のことなど、【七】の内容と重複する。九か条目からは断片的な情報しか得られないが、二之丸の工程における手子・石切の配分等について記されている。

【九】京二條御城指図（図一）

寛永期二條城普請時の丁場割を記した図。この普請時の丁場割図として「二條御城絵図」（名古屋市蓬左文庫蔵、参考図）が唯一知られてきたが、当該指図はより詳細な情報を持ち、新出の指図として重要である。両図の具体的な違いとして、「二條御城絵図」では基本的に各普請組の組頭の名で（普請組ごとに）丁場が示されるのに対し、当該指図では各家の丁場が示されていることを挙げられる。

ただし、両図では丁場間数で寸尺をやや異にする箇所が何か所かある。全体を見比べたとき、当該指図の方がおおよその寸尺を示す傾向にある

ような印象を受けるが、両図の差異の評価については今後の調査研究に委ねたい。

なお、「二条御城絵図」は袋に「寛永元年／甲子五月吉日」とあり、「寛書圖面等之寫」で読み取れる普請過程を踏まえても、北原氏が指摘するように丁場完成後作成され確定丁場間数が書き込まれた「出来型」の指図と捉えられるため、「二条御城絵図」が示す内容が最終的な施工内容と評価できる。

【十】（二條御城御天守指図）（図2）

天守台の普請間数等を示した指図。「二条御城絵図」や【九】では示されない天守台の勾配の情報も若干記される。天守台が四つの角を有し、且つ南・西へ二間ずつ張り出しているため、三月五日以降の作成と見てよいだろう。

【十一】（二條御城御本丸水たゞき之割図）（図3）

二条城本丸水たたきの丁場割を示した図。「二条御城絵図」では各組の丁場は記されるものの、各家の丁場までは細かく示されず、また【九】では本丸水たたきの丁場までは記されていないため、これらの指図を補う内容を持つ図として位置づけられる。

以上で紹介してきた通り、「寛書圖面等之寫」は寛永期二条城普請の過程と同普請に参加した尾張家の動向に関する新出内容を豊富に伝える点で貴重な史料である。本紹介では概略を述べるに留まったが、当該史料の内容は、普請の進捗や大名・奉行などの動向、ひいてはより大きな

課題として公儀普請についての様々な分析に資すると期待できるため、本紹介がその一助となれば幸甚である。

本紹介にあたっては、紹介のご許可をはじめ様々な面で、公益財団法人徳川黎明会徳川林政史研究所、特に深井雅海氏・藤田英昭氏・武藤洋子氏にご高配を賜った。また、画像掲載においては名古屋蓬左文庫にもご高配を賜った。末筆ながら記して厚く御礼申し上げる。

註

- (1) 林屋辰三郎「二條城の歴史」(三元離宮 二條城) 小学館、一九七四年、川上貢「二條城の規模と建築の変遷」(二元離宮 二條城)、藤井讓治「徳川家光」(吉川弘文館、一九九七年)、山本博文「徳川秀忠」(吉川弘文館、二〇二〇年)。
- (2) 「江城年録」(国立公文書館蔵) 元和十年二月条。
- (3) 『源敬様御代御記録 第二』(八木書店、二〇一五年) 寛永元年六月晦日条。
- (4) 前掲林屋論文、前掲川上論文、「行幸御殿其外古御建物並当時御有形御建物共 二条御城中絵図」(京都大学附属図書館蔵)。
- (5) 北原糸子「江戸城外堀物語」(筑摩書房、一九九九年)。以下、北原氏の指摘・見解を参照する場合、本著による。
- (6) 近年の成果として、ほかに原史彦「紀伊中納言(徳川頼宣)書状 尾張中納言(徳川義直)宛」から読み解く徳川一門の公儀普請」(『名古屋城調査研究センター研究紀要』第二号、二〇二一年) など。
- (7) 桐原千文「尾張徳川家ゆかりの文庫と典籍」(『愛知県史 別編 文化財四 典籍』愛知県、二〇一五年、第五章)。同論文によると、江戸の「御記録所」は寛政三年に設置された。
- (8) 前掲桐原論文。

- (9) 前掲桐原論文。
- (10) 以下、本章で示す尾張家の動向は、基本的に『源敬様御代御記録 第一』に基づく。
- (11) 『源敬様御代御記録 第一』寛永元年二月二十五日条。正信の京都到着が二十五日であるのか、尾張出立が二十五日であるのかは不詳。
- (12) 『源敬様御代御記録 第二』寛永元年六月晦日条、「編年大略」(名古屋叢書 尾張国庁 歴史・金府紀較抄・編年大略)名古屋市教育局、一九六二年)寛永元年条。
- (13) 『新訂寛政重修諸家譜』(統群書類従完成会、一九六四～六八年、以下『寛政譜』)によると、宗好は普請奉行の経歴を持つが(第十一、一四六頁)、このときの普請奉行には名前が確認できない。以下、『寛政譜』を引用の際は巻数・頁数を示す。
- (14) 『寛政譜』第十一、三二頁。
- (15) 『編年大略』寛永元年条。
- (16) 『名古屋叢書続編 士林浜廻』(名古屋市教育局、一九六六～六八年、以下『士林浜廻』)一、一三七頁。『士林浜廻』二、二八五頁。以下、『士林浜廻』を引用の際は巻数・頁数を示す。
- (17) 土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辞書』(岩波書店、一九八〇年)に「Caidjiet」(カイドウゼツ)は「街道とか市場とかでの不確かな噂」を意味する。
- (18) 『寛政譜』第六、八六頁。『寛政譜』第十二、九三頁。二人はこのとき御書院番と推測される。
- (19) 二条城二代目天守の土台部分の平面を描いた「御天守土台之御間絵図」(谷直樹編『大工頭中井家建築指図集―中井家所蔵本』思文閣出版、二〇〇三年、五五頁)では、天守土台の北東部に「井」とあり、井戸が存在したことが確認できる。
- (20) 名古屋城天守台周辺の縄張り変更については、古くは城戸久「名古屋城本丸創築縄張りに関する一知見」(『名古屋高等工業学校学術報告』第七号、一九四一年)などから論じられているが、当該変更に論及する近年の諸見解として、及川亘「靖國神社遊就館所蔵「名古屋御城石垣絵図」について」(『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信

- 八七』東京大学史料編纂所、二〇一九年)、同「名古屋御城石垣絵図」を読む」(『史料が語る 名古屋城石垣普請の現場』(名古屋城調査研究報告三 史料調査研究報告書二)名古屋城調査研究センター、二〇二二年、第二章)、服部英雄「名古屋城の築城」(『史料が語る 名古屋城石垣普請の現場』第一章)、同「名古屋城築城考・普請編」(『名古屋城調査研究センター研究紀要』第三号、二〇二二年)、原史彦「天守台の設計変更」(『史料が語る 名古屋城石垣普請の現場』コラム二)などがあり、また村木誠「名古屋城大天守台西側の石列を巡って」(『名古屋城調査研究センター研究紀要』第五号、二〇二四年)で整理されているので参照されたい。
- (21) 前掲川上論文。城戸久氏は「二層大入母屋屋根上三層の楼閣」などと表現している(同「二条城天守について」同「城と民家」毎日新聞社、一九七二年)。
- (22) 『御天守土台之御間絵図』。
- (23) 前掲城戸論文、前掲林屋論文。
- (24) 前掲城戸論文。
- (25) 『士林浜廻』二、三九〇頁。『士林浜廻』三、二二五頁。

史料翻刻

凡例

- ・漢字は原則原本に従ったが、一部常用漢字を用いたものもある。
- ・平仮名・片仮名の用字は原則原本に従った。
- ・「〇」（より）は原本に従って表記した。
- ・「々」「ゝ」「ゝ」等の踊り字は原本に従って表記した。
- ・判読不能文字は□、虫損跡は■で示した。
- ・割注は原則原本の体裁に従った。
- ・文意が通じない場合も原本通りに翻字し、適宜該当箇所（マ、）と表記した。
- ・欠字は一字分を空白とし示した。
- ・原本では、各文書写の一行目の上部に朱書きで番号が附されているが、本翻刻では便宜的に各文書の一行目の前行に置いた。

〔表紙裏巻〕
寛永中二條御城御普請之節覺書圖面等之寫 〔完〕

〔朱文方印〕
尾藩御記録所圖書記

〔朱文栴形印〕
御日記懸

竹腰山城守殿家ニ所持有之候二條御城御普請之節覺書圖面等之寫

〔朱書〕
「表」

昨十三日之御便状、今日相届拝見仕候

一、家中普請之者不法度之由、委被仰聞忝存候、此方之車ニ而家などに當候得ハ、則直させ申候、他所之車尾張のと申かづけ候も、此方之者有合候刻ハ穿鑿ニ而亭主江引付候事も幾度も御座候、日用なども此方之車と申、右之通度々ニ而所之者ニ理置候も御座候、中納言殿目付大津ニも四人置申、不法度之儀ハ無之と申候得とも、世上取沙汰候ハ、悪敷事可為必定候、我等式承用捨之儀者、日本大小神祇少も無御座候、弥堅可申付候、様子被仰聞候通、中納言殿へも可申上候、於我等忝存候、車ニ奉行も慥相付申候

一、大津よりの道悪敷所、此方よりハ不作様ニ世上申なし之由迷惑存候、大石共引候故、始々所々此方々作申候、家中之者大形引仕廻候時分、道悪敷罷成候所、霜月中旬候哉、掃部殿御自身被成御覽御作せ候、勿論御仕置能御自身被仰付候間、掃部殿御一人御作候様ニ申成候哉、岡本半介殿如被存候、此方始々道作、掃部殿其外之者も京着候今以此方々道損候所ハ作七申候、掃部殿ハ旧冬一度御作せ候、定而其外ニも損候所ハ被仰付候哉、町中くきぬき其外家つかえ候所などハ、家中大石

初より引候故、町人亭主と相對ニ而代銀遣惣様江不構申付候、左様之事ハ沙汰も無之、不法度迄之聞候、拙者老人迷惑ニ存候

一、去年我等式爰元ニ在候様ニと被申付候刻分、中納言殿并隼人・山城江拙者申様、他家之衆も昔より家老之長者を被申付候、中納言殿御自身無御入候者、隼人か山城被置可然候半と申候、おもしろく候得ハ万事調申間敷通度々御理申候、阿部河内・成半左を以も申候得共、無御免、乍迷惑罷過候、根石之時分ハ山城可被上せ由候、前廉分誰そニ我等を相添被置候様ニと申候へ共、右之仕合ニ候

一、江戸両屋敷之趣、一ヶ所ハ右衛門殿、一ヶ所ハ二右御舎弟被仰上由、得其意申候

一、其地御普請何程被仰付候哉、御苦勞察申候、家中悪事被聞召候者、被仰聞候者可忝候、恐惶謹言

二月十四日 瀧川豊前

日下五郎八様 (花押影)

御報

猶以、加々民部分御言傳忝候、此書中通御物語被成可被下候、以上

〔式〕^(朱書)

貴札拜見仕候、仍水野二郎右衛門殿・中嶋勘兵衛殿貴様江被參、御普請之様子御相談候處、西之御門出之舛形、紀中様と右兵衛督殿為御兩人被仰付候通ニ被仰定由、得其意存候、水二郎右・中嶋勘兵衛所ニ此方之奉行兩人同道仕可參と存はや罷出候、各江出シ石御無用と今夜可申遣由、得其意存候、併夜二入申候間、不相届所も可有御座候哉、被入御念候故、右之通相調、於拙者式大慶存候、何も致祇候可得御意候、恐惶謹言

二月十四日 瀧川豊前
板周防様 貴報

〔三〕^(朱書)

幸便之条令啓上候、仍半藏殿・助左衛門殿・玄蕃殿・右衛門殿・周防殿御見廻被申、一段懇ニ而御座候

一、御本丸西之口御門隱御好替申候、紀伊國様御丁場之内ニ而御座候へ共、惣割符と被申惣様分出石ニ而日用ニ築セ可申と下奉行衆相談之處、板倉周防殿海道説御聞候由候、紀中様之御丁場之前惣方より出石ニ而仕候ハ御外間も如何候条、紀伊國様御奉行水野次郎右衛門・中嶋勘兵衛被召寄御尋候へハ、御請申候ても遅出来候へハ、外間迷惑之由被申候、雖然誰そ御加候ハ、築可被申と被申由候、就其十三日晚周防殿、都筑小兵衛御よび候而、右之通紀伊國御奉行衆被申分ニ候、掃部殿・下総殿など御加候得ハ余仁之存所も悪敷候間、殿様分半分も仕間敷かと御内證ニ候、家中御役衆江かゝり候ハ、俄可被致迷惑候間、其入目之儀者殿様分被 仰付候様ニ周防殿可被仰上与御請負候通被仰越候間、其分ニ思召候者、皆成共此方可仕与三人相談ニ而御返事申入候

一、一昨十四日晚、紀伊國様御奉行衆周防殿江被召寄、様子被仰渡、為両中納言様半分宛被 仰付候へと被 仰談由、夜中ニ預御状、則紀伊國御奉行衆へ參申請候、周防殿物も御心付候間、殿様分御書被遣能候半哉、其前方江防州之御状為御披見遣之候、御一覽候者此方江返可被下候

一、御門隱六間ニ拾三間之所、半分舛形共ニ請取申候間、江州比良修学

寺江も日用手傳二而石切入申候、則奉行ハ右之奉行共ニ善十・勘兵手代相添遣申候、右之儀者成次第取候へと申遣候、自然餘候ても當城古石垣などをも望ニ被遣衆御座候様ニ風説御座候

一、御家中衆石道をも不作不法度之由、日下五郎八殿ハ豊前方江如此被申越候、返事之案書為御披見遣之候、道損候所ハ今以作申候

一、昨日も余所之海道通之様ニ仕、人を遣候へ共、不行儀なる様子ハ無御坐由候、御家中之車、昨日ハ拾五兩ならてハ不参候、掃部殿ハ昨日も大角七、其外小車拾三兩、都合廿兩参由候、此中も毎日三拾兩斗宛参由候被聞召不儀も可有御座候得共、為御心得申入候、御次之刻可被仰上候哉、恐惶謹言

瀧川豊前

二月十六日

(花押影)

山崎勘兵衛

(花押影)

石黒善十郎

(花押影)

竹山城様

人々御中

猶以、何比可被成御上候哉待かね申候、小出信州御下ニ付而、先日以書状申入候、参着仕候哉、以上

^(朱書)
〔四〕

二條御普請之時之覚書

一、御天主二角多成候事、青山大藏殿・水野大和殿ハ御普請奉行衆江路

次ハ次飛脚ニ而折紙参候、俄之儀ニ候間、あけ石ニ而つき候様ニと上意候由、右之通二月廿九日ニ承候ニ付、御このミ替御天主二角多成候事、五わり七わりニ而合申事ニ而無之ニ付、板倉周防殿江瀧川豊前遣し御相談申候ハ、御天主角俄ニ多成候間、御普請衆之手前ハあけ石ニ而つき候様ニと被仰渡候、尤請取つき可申候得とも、御普請衆之手前ニ御天主之角石ニ可成石一ツも無御座候、惣御普請衆江角石之儀被仰渡候共、方々ニ而御調被成候而、又ハ山中江切ニ被遣候ニ而可有之候、左候ハ、山中ニ而石きら七申候坎、方々ニ而調申候内、三十日五日日相延候儀を御普請奉行衆御心得被成候ハ、御奉公ニ而も御座候間、一所ニ仕度由相談申候處ニ、一段結構成被仰様尤之由被仰候間、右之通則御普請奉行衆江瀧川豊州遣し申入候へハ、御太儀ニハ候得とも、被仰様尤ニ候、惣御普請衆も忝可被存と御挨拶ニ候

一、青山大藏殿・水野大和殿三月五日之朝上着、未之刻前後に御天主御このミ替二角多成候由被仰渡候

一、大藏殿・大和殿・御普請奉行衆へ山城申様ハ、御天主二間三間大ニ成儀ハくるしかるましき儀ニ御座候哉、多候而も不苦儀ニ御座候ハ、南西へ二間ツ、御出被成候而ハ如何可有御座候哉と申入候へハ、尤之由御挨拶にて御天主ハ最前之所ニ而南西へ二間ツ、大キニ成事

一、右御天主大成候而不苦儀ニ御座候哉と申子細ハ、御天主最前之大きニ而南西江出申候へハ、御天主之井のもと内之方之石垣に當り申候、左候へハ、井之元ほりなをし候ハてハ不成候、井のもとをほり直し候事、殊之外手間入、御普請之はかも参ましきと存、右之通申達、御天主二間ツ、大ニ成候事

一、御普請ねきりはしめ、三月七日之事

一、石垣つき候手子之事、足輕衆不成二付而、てこ遣をやとひ、足輕衆ハ角石を引に大津江遣し候事

一、御天主之角石調ニ安部勘兵衛・内藤左平大坂江遣し候事

一、御天主御このミ替角石・平石役衆江ハあて不申、ひら小松ニ而買調候事

一、大津ニ而渡候御扶持方、酉ノ年之米能ハ無之候得共、役衆江ハ渡シ可申候、足輕衆江ハ銀子ニ而渡可申候、残米ハ蔵敷ニ而預置可申候事
一、よとニ而渡候御扶持方、酉之年之米之事悪敷候由申ニ付而、飯米ニも成候米三分一有之候ハ、御役衆江十日分渡可申候、足輕衆御切米之諸役人江ハ、此已前のごとく銀子ニ而渡、右之御扶持方米ハ蔵敷にて預置可申事

一、御本丸二之丸本石垣・水たゝき共ニ、亥之年之御このミ分一間高く成候事

一、あげ石の事、御役衆江も申付候事

一、二之丸ねきり、四月十五日ニ初り候事、根石置候事、同十七日巳之刻已前之事

一、二之丸之しきり・堀川・泉水、右三所之石垣わり之事、下奉行衆被申由ニ候間、尾州江も同前ニわり被申候様にと申遣候事

二条御普請之時之覚書

元和九亥之年

〔五〕

二條御城御普請之覚

一、御本丸根切、二月廿八日

一、御天主御好替候事、二月廿九日二次飛脚ニ而申来ル

一、青山大蔵殿・水野大和殿上着、三月五日

一、御天主御好替り、四角ニ成候儀、大蔵殿・大和殿分五日ニ被仰渡候事
一、御天主東江式間北江式間大キ成事、五日之晩

一、御本丸根切初、三月七日

一、二之丸根切、四月十五日

一、二之丸根切初、四月十七日

一、公儀分渡ル御扶持方二月分、申ノ年之米、津ニ而

一、三月分之御扶持方、酉ノ年米、大津ニ而

一、四月分之御扶持方、三分一申、三分二酉

一、御好替り候大石・栗石調候事

〔六〕

御天守角石・平石・栗石^(本ノマ)買目録

一、拾本者

代銀

五貫百目

壹貫貳百七拾五匁

ノ六貫三百七拾五匁

但、角石壹本ニ付六百卅七匁五分宛

角石^{長寸尺}
小日記有り

大坂ニ而買本

大坂分伏見迄之
舟賃水上共ニ渡ス

一、三百貳拾三本

此坪

^{五拾八坪六分一厘四毛}
^{但、六尺五寸四方ノ坪也}
石壹本ニ付八拾九匁
^{五分九厘八毛}

平石

^{七尺六尺五尺四尺}
^{有リ}
鳥羽ニ而切、七尺石ヲ
石ニ成、小日記有り

代銀

拾三貫六百貳拾六匁

大坂ニ而買本

四貫貳匁

是ハ右三百貳拾三本ノ石
大坂ニ鳥羽之舟質

拾壹貫三百拾貳匁貳分

是ハ右三百貳拾三本ノ石
鳥羽ニ條着之車力

ノ貳拾八貫九百四拾匁貳分

但、壹坪ニ付銀四百貳拾三匁七分五厘

一、貳百八拾七坪半

栗石ノ分

代銀

拾七貫五百拾匁

買本ノ分

但、壹坪ニ付六拾目九分四毛宛

銀合五拾貳貫八百貳拾五匁貳分

子五月十九日

内藤左平

安倍勘兵衛

〔七〕
(朱書)

覚

一、百八坪者

御殿守後まし坪

此石六百四拾八ツ

但、壹坪ニ付六ツツミ
高壹万石ニ付拾貳八分七リンツ、

内

一、貳百貳拾六ツ

御臺所分

一、四百廿貳ツ

御家中之分

以上

一、上式拾六間五尺九寸五分

御本丸西ノ平石垣

下式拾四間貳尺八寸五分

但、手子前うけ切ノ坪積り

折テ式拾五間四尺四寸

高サ七間

此坪百七拾九坪七分四リン

此銀四貫四百九拾三匁五分

但、壹坪ニ付式拾五匁ツ、

一、貳千五百拾八坪八厘

御本丸之堀日用うけ切之分

内

五百九拾壹坪

同所石垣ね切之時ほり之分

同裏土ニ取申坪共ニ引

残而

千九百貳拾七坪五リン

此銀四拾六貫貳百四拾九匁貳分

但、壹坪ニ付式拾四匁ツ、

一、三百七拾五坪壹分七リン

御本丸水た、きノ根切之分

此銀九貫四匁八リン

但、壹坪ニ付式拾四匁ツ、

一、長六拾六間式尺式寸

御本丸水た、きノ石垣

高さ四間

但、日用請切之分

此坪貳百六拾五坪八歩

此銀拾七貫貳百七拾七匁

但、壹坪ニ付六拾五匁ツ、

一、壹万三千八百人

二丸根切御家中六組へ

入申日用 但、根切三拾間分

是ハ卯月十五日より十八日迄三日ハ、
十七が本ノマ、一日ニ壹組ニ三百人ツ、

同十八日廿四日迄七日ハ、一日ニ壺組ニ付式百人ツ、
但、合

七拾七貫式拾三匁七分八リン
ね段いまた究不申候

子五月廿一日

〔八〕
〔宋書〕

一、御殿主手子之事

一、同石きり之事

一、御殿主増つほ之事

此石 百八つほ
式百廿六御臺所
四百廿二家中

一、御本丸初之平石垣石きり手子前うけ切之事

此銀四貫五百め、但、七間分

一、御本丸堀残り土日用請きり之事

此銀四拾六貫式百五拾め、一つほ二廿四匁

但、千九百廿七つほ之分

一、御本丸水た、きノ根切

此銀九貫め余、一つほ廿四匁

但、三百七拾五つほ之分

一、御本丸水た、き石垣日用請切石きりとも

此銀十七貫式百七拾め余、一つほ二六拾五匁

此つほ数式百六拾五坪余

一、二之丸根切一組へ五■之事

十五日廿十七日迄三日分、一組二三百人宛

十八日廿四日迄七日分、一組二式百人宛
右之人足数壺万三千八百人

一、二之丸手子之事、一組四さきツ、

一、二之丸石きり、一組江廿人ツ、

一、二之丸水た、き手子之事、一組へ二さきツ、

一、二之丸水た、き石きり之事、一組へ

一、御本丸つけこのミの事

一、同かんきこのミの事

一、御本丸うらめん石かけ之事

一、御本丸土留之事

一、御本丸初之平かんき之事

一、御殿主橋之事 四すし
三すし

一、御殿主東之方山城殿さかいめ之事

一、御殿主御好替過ちやう子細之事

〔九〕 〔宋書〕
十一

圖面左之通

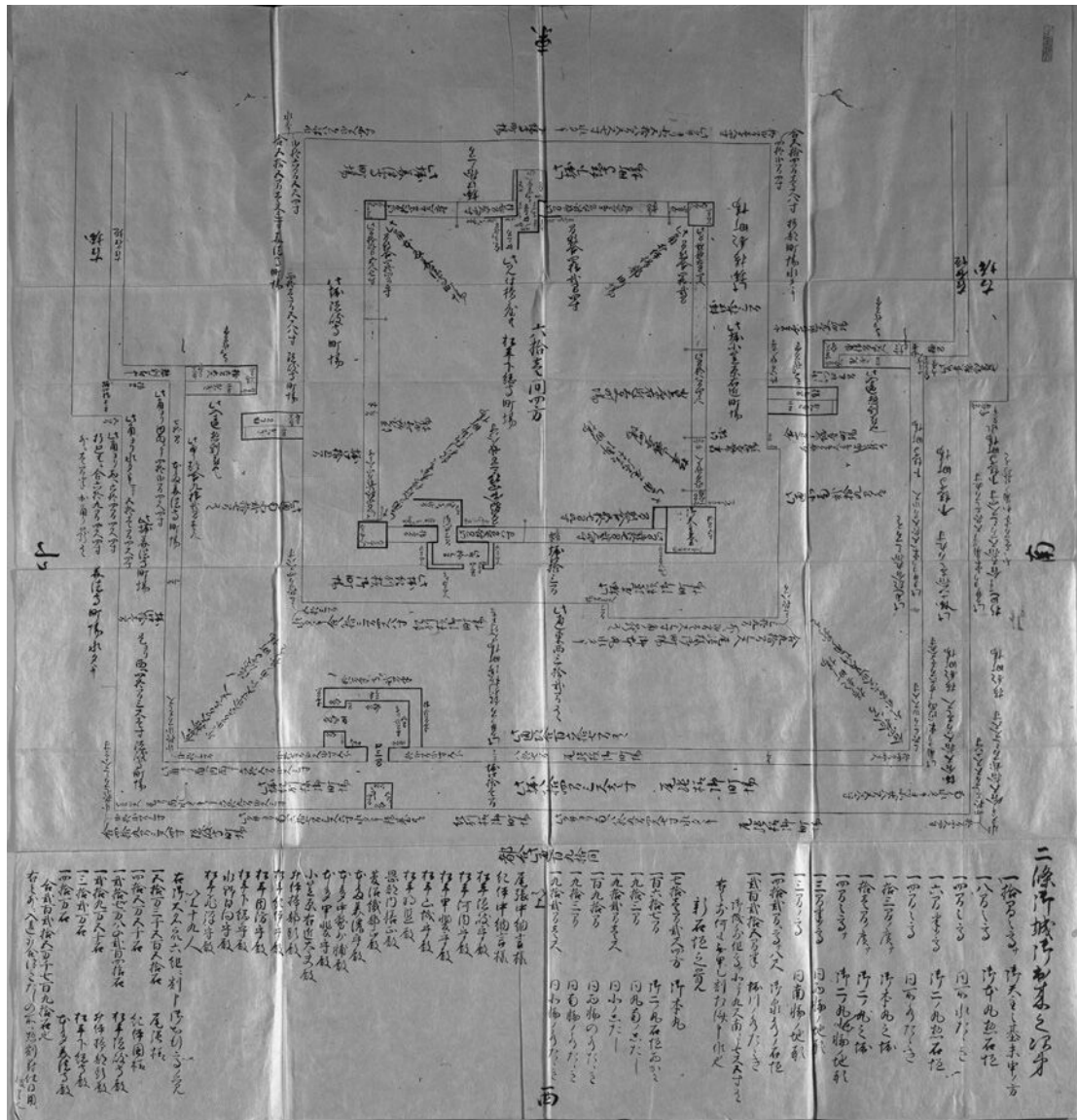
〔二條御城指圖 三枚〕
〔袋上書〕

《Title》

An introduction of the historical record titled “*Kan’ei chu Nijō Oshiro gofushin no setsu oboegakizumento no utsushi*” in the collection of the Tokugawa Institute for the History of Forestry

《Keyword》

Nijō Castle, *Kōgi-fushin*; large-scale construction ordered by the shogunate, Owari Tokugawa family, Takenokoshi family, Kan’ei period, main castle keep, imperial visit



参考図 「二条御城絵図」(名古屋市蓬左文庫蔵)

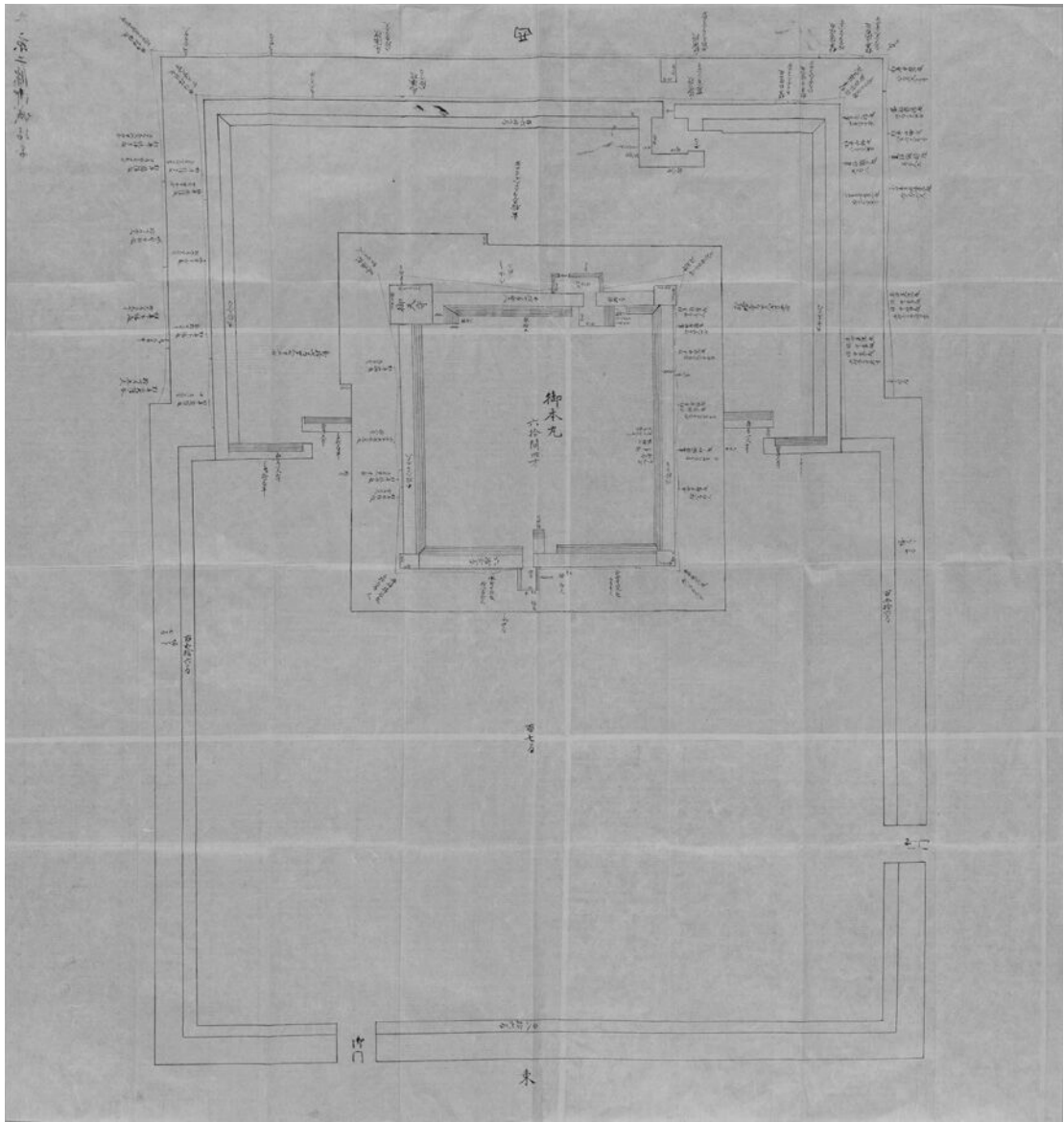


図1 京二條御城指図

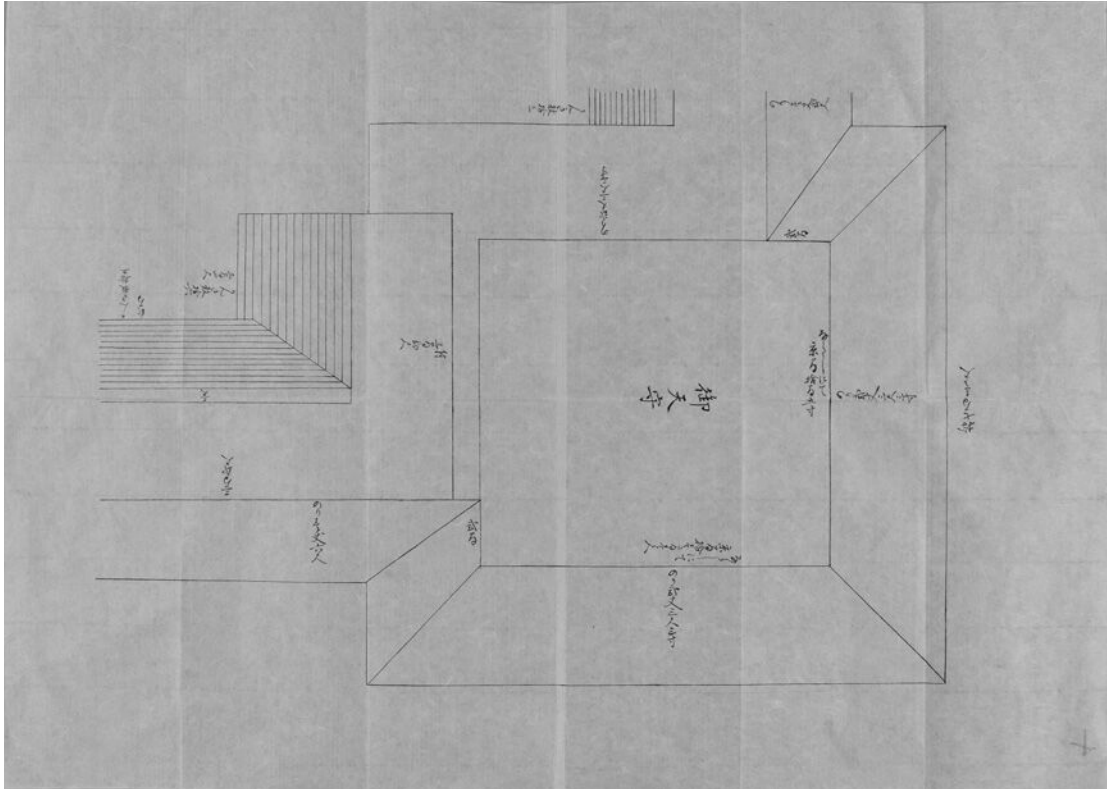


图2 (二條御城御天守指図)

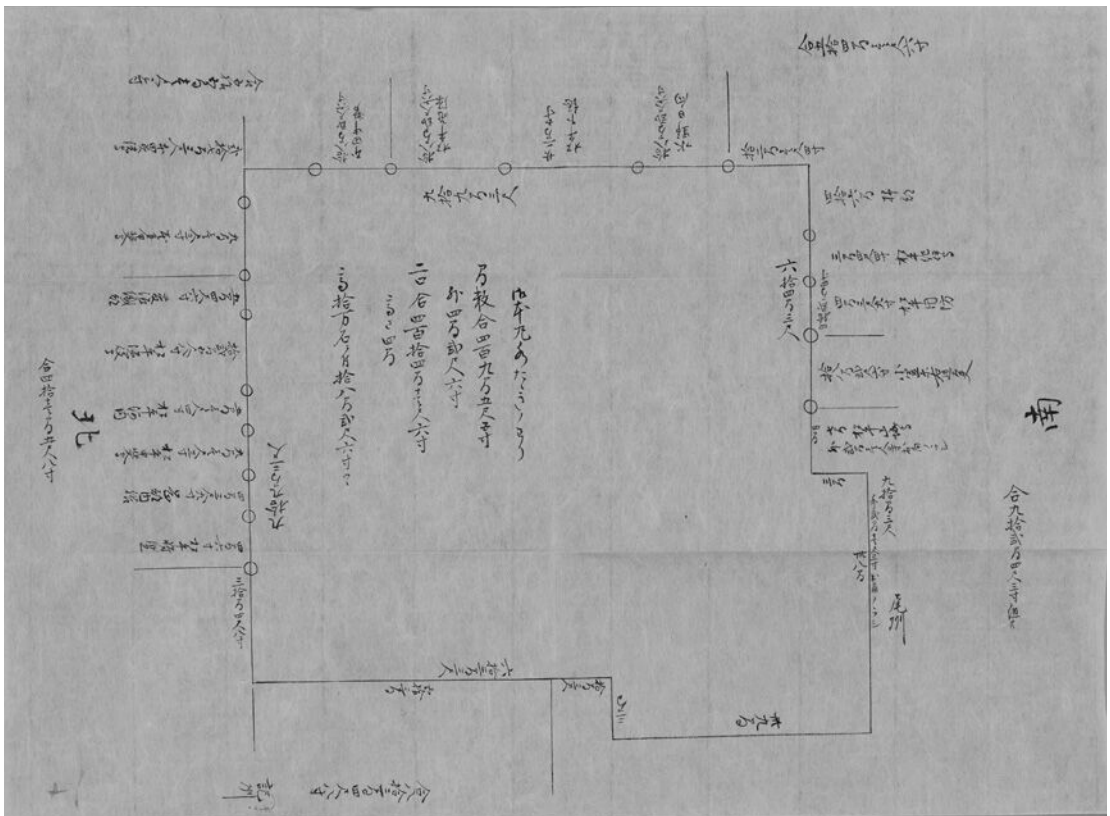


图3 (二條御城御本丸水たき之割図)